

議案第 30 号

かせいソーダの取得について（追認）

舞洲工場の施設運営のために行った次のかせいソーダの買入れについて、追認を
求める。

1 物 件	かせいソーダ	約 1,099,000 kg
2 契約の相手方	大阪市西区京町堀三丁目 2 番 7 号	
	要薬品株式会社	
3 契約金額	71,349,278 円	
4 契約期間	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日	
	令和 5 年 12 月 22 日提出	
	大阪広域環境施設組合管理者	横山 英幸

説明

かせいソーダの買入れについて追認を求めるため、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪広域環境施設組合財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第8号の規定により、組合議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。